

# < 7 > 環 境

1. 環 境 1
2. 生 活 環 境 3
3. 清 掃 事 業 4



# 1. 環 境

## (1) 公 害 対 策

### ① 種類別公害苦情受理件数 (令和4年度)

| 種 類     | 受 理 件 数 |
|---------|---------|
| 大 気 汚 染 | 29      |
| 水 質 汚 濁 | 6       |
| 土 壌 汚 染 | 0       |
| 騒 音     | 14      |
| 振 動     | 0       |
| 地 盤 沈 下 | 0       |
| 悪 臭     | 4       |
| 不 法 投 棄 | 5       |
| そ の 他   | 13      |
| 計       | 71      |

### ② 公害対策

- ・ 騒音規制法に基づく特定工場の騒音調査 随時
- ・ 新幹線騒音調査 随時
- ・ 主要幹線自動車騒音調査 1 2 月
- ・ 公害苦情処理 随時

## (2) 環 境 学 習 (令和4年度)

### ① 市主催体験型環境学習イベント

- ・ 水辺の教室 9 月
- ・ 野鳥の教室 11 月、3 月 (2 回)

② 榎野川河口域・干潟自然再生協議会（県と共同事務局）における体験型環境学習イベント

- ・二島小学校における総合学習 6月、11月（2回）  
カブトガニの講義や観察、干潟の講義や干潟生物の観察を行いました。
- ・カブトガニ観察会 7月、8月（2回）

(3) 地球温暖化対策

- ・山口市クールチョイス宣言 (平成30年3月23日表明)
- ・山口市ゼロカーボンシティ宣言 (令和3年12月27日表明)

本市では、地球温暖化という課題にしっかりと向き合い、市民、事業者、民間団体、市が相互に連携し、本市の豊かな自然を始めとする地域資源を最大限活用しながら、再生可能エネルギーの導入促進などの地域脱炭素に向けた様々な取組をともに進めていくことで、地域課題の解決や地域の活性化を図り、持続可能なまちづくりにつなげ、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

- ・緑のカーテンの実施 (令和4年度：65施設で実施)

## 2. 生活環境

### (1) 畜犬登録と狂犬病予防注射

(単位：頭)

|       | 総登録数   | 新規登録  | 転入等 | 死亡    | 転出等 | 予防注射   |
|-------|--------|-------|-----|-------|-----|--------|
| 19年度  | 11,669 | 1,000 | 57  | 802   | 79  | 9,940  |
| 20年度  | 11,676 | 946   | 53  | 899   | 66  | 9,938  |
| 21年度  | 12,175 | 913   | 63  | 965   | 83  | 10,340 |
| 22年度  | 12,072 | 854   | 46  | 959   | 65  | 10,080 |
| 23年度  | 11,856 | 816   | 66  | 967   | 105 | 9,904  |
| 24年度  | 11,683 | 755   | 69  | 814   | 93  | 9,701  |
| 25年度  | 11,479 | 656   | 73  | 829   | 63  | 9,501  |
| 26年度  | 11,204 | 666   | 71  | 892   | 87  | 9,190  |
| 27年度  | 10,582 | 659   | 112 | 1,294 | 95  | 8,809  |
| 28年度  | 10,302 | 647   | 94  | 932   | 84  | 8,614  |
| 29年度  | 10,031 | 670   | 76  | 929   | 87  | 8,337  |
| 30年度  | 9,482  | 609   | 96  | 1,177 | 98  | 8,030  |
| 令和元年度 | 9,211  | 653   | 124 | 949   | 94  | 7,815  |
| 令和2年度 | 9,009  | 701   | 110 | 908   | 103 | 7,777  |
| 令和3年度 | 8,786  | 643   | 106 | 794   | 104 | 7,636  |
| 令和4年度 | 8,760  | 778   | 158 | 734   | 145 | 7,615  |

### (2) 環境美化活動（令和4年度）

#### 【山口地域】

- ・ 春季清掃月間（5月～6月）
- ・ ふしの川水系クリーンキャンペーン（7月）

#### 【小郡地域】

- ・ 春季地区清掃（5月～6月）
- ・ 秋季地区清掃（10月～11月）
- ・ ふしの川水系クリーンキャンペーン（7月）

#### 【秋穂地域】

- ・ 春季清掃月間（5月～6月）
- ・ 秋季清掃月間（9月～10月）

#### 【阿知須地域】

- ・ 地区清掃（4月～3月）

#### 【徳地地域】

- ・ 地区清掃（4月～6月）

#### 【阿東地域】

- ・ 地区清掃（4月～7月）

### 3. 清 掃 事 業

#### (1) 所 管

##### ア 収 集

- ◎ 清掃事務所 TEL 083-927-1770  
〒753-0214 山口市大内御堀 503 番地

##### イ 廃棄物処理施設

###### (ア) 可燃ごみ処理施設（清掃工場）

- ◎ 環境施設課 TEL 083-927-0020  
〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地

###### (イ) 不燃ごみ処理施設（不燃物中間処理センター、各処分場）

- ◎ 環境施設課 TEL 083-941-2188  
〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地

###### (ウ) 資源物処理施設

（リサイクルプラザ、各資源物ステーション、各資源物ストックヤード）

- ◎ 資源循環推進課 TEL 083-941-2186  
〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地

###### (エ) 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物処理施設

（阿知須清掃センター）

- ◎ 清掃事務所 TEL 083-927-1770  
〒753-0214 山口市大内御堀 503 番地

###### (オ) 不燃ごみ・資源物処理施設

（阿東クリーンセンター）

- ◎ 清掃事務所 TEL 083-927-1770  
〒753-0214 山口市大内御堀 503 番地

## (2) 廃棄物処理施設

### 【可燃ごみ】

- ◎ 清掃工場 TEL 083-927-0020  
山口市大内御堀 496 番地
- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 敷地面積    | 16,487 m <sup>2</sup>            |
| 建築面積    | 5,318.82 m <sup>2</sup>          |
| 工場棟     | 3,653.31 m <sup>2</sup>          |
| 管理棟     | 1,120.96 m <sup>2</sup> (渡り廊下含む) |
| 計量棟     | 104.40 m <sup>2</sup>            |
| 灰出設備棟   | 83.14 m <sup>2</sup>             |
| 余熱利用設備棟 | 357.01 m <sup>2</sup>            |
| 供用開始    | 平成10年4月                          |
| 処理能力    | 220 t / 24h (110 t / 24h × 2 基)  |
| 焼却炉の形式  | 連続燃焼式機械炉                         |
| 破砕機     | 処理能力 10 t / 5h、油圧式               |

### 【不燃ごみ】

- ◎ 不燃物中間処理センター TEL 083-941-0051  
山口市宮野下 11782 番地 1
- |      |  |
|------|--|
| 敷地面積 | 30,475 m <sup>2</sup>                                  |
| 建築面積 | 4,068 m <sup>2</sup>                                   |
| 供用開始 | 平成20年6月  |
| 処理能力 | 不燃ごみ 40 t / 5h<br>不燃性粗大ごみ 5 t / 5h<br>可燃性粗大ごみ 5 t / 5h |
- ◎ 大浦一般廃棄物最終処分場 TEL 083-988-2355  
山口市江崎 1279 番地 2

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 総面積  | 91,000 m <sup>2</sup> |
| 供用開始 | 平成29年4月               |

#### [施設構成]

##### 廃棄物処分場

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 埋立面積  | 3,600 m <sup>2</sup>  |
| 埋立容積  | 28,000 m <sup>3</sup> |
| 埋立対象物 | 不燃物破砕残渣               |
| 埋立方式  | 準好気性埋立 (サンドイッチ方式)     |

##### 浸出水処理施設

|      |   |
|------|---|
| 処理能力 | 5 m <sup>3</sup> / 日  |
| 処理方式 | 生物処理+凝集沈殿処理   |
| 主要設備 | 流入調整設備、生物処理設備 (生物膜法)、凝集沈殿処理設備、高度処理設備 (活性炭処理)、消毒・放流設備、汚泥処理設備 |

◎ 鍛冶畑不燃物埋立処分場 TEL 083-972-8248

山口市小郡上郷 10596 番地 55

総面積 33,800 m<sup>2</sup>  
供用開始 平成 2 年 4 月

[施設構成]

廃棄物処分場

埋立面積 17,900 m<sup>2</sup>  
埋立容積 66,000 m<sup>3</sup>  
埋立対象物 不燃物、焼却残渣  
埋立方式 準好気性埋立（サンドイッチ方式）

浸出水処理施設

処理能力 90 m<sup>3</sup>/日（最大 350 m<sup>3</sup>/日）  
処理方式 生物処理+凝集沈殿処理  
主要設備 流量調整槽設備、回転円盤設備、凝集沈殿処理設備、消毒設備、汚泥処理設備

◎ 青江一般廃棄物最終処分場 TEL 083-984-4799

山口市秋穂東 3465 番地先

総面積 46,441 m<sup>2</sup>  
供用開始 昭和 49 年 4 月

[施設構成]

廃棄物処分場

埋立面積 46,441 m<sup>2</sup>  
埋立容積 225,505 m<sup>3</sup>  
埋立対象物 安定品目（ガレキ類・陶磁器くず・ガラスくず）  
埋立方式 覆土埋立方式

◎ 岡山最終処分場

山口市阿知須 10649 番地 43

総面積 12,600 m<sup>2</sup>  
供用開始 昭和 42 年

[施設構成]

廃棄物処分場

埋立面積 1,630 m<sup>2</sup>  
埋立容積 4,614 m<sup>3</sup>  
埋立対象物 安定品目（ガレキ類・陶磁器くず・ガラスくず）  
埋立方式 覆土埋立方式



◎ 阿東一般廃棄物最終処分場

山口市阿東蔵目喜 10867 番地

総面積 22,000 m<sup>2</sup>  
供用開始 平成 12 年 4 月

[施設構成]

廃棄物処分場

埋立面積 6,500 m<sup>2</sup>  
埋立容積 26,000 m<sup>3</sup>  
埋立対象物 不燃物、焼却残渣  
埋立方式 準好気性埋立（セル方式）

浸出水処理施設

処理能力 30 m<sup>3</sup>/日  
処理方式 生物処理+凝集沈殿処理+高度処理+消毒処理  
主要設備 流量調整槽設備、回転円盤設備、凝集沈殿処理設備、消毒設備、汚泥処理設備

【資源物】

◎ リサイクルプラザ TEL 083-927-7122

山口市大内御堀 10489 番地 8

敷地面積 17,037.28 m<sup>2</sup>  
建築面積 2,913.37 m<sup>2</sup>  
供用開始 平成 9 年 1 月

資源化施設

処理能力 缶 1.1 t/h ペットボトル 0.3 t/h  
その他プラスチック 2.5 t/h

選別方式 缶：磁選機、アルミ選別機による選別を行い、アルミ・スチールそれぞれプレス機によって圧縮減容し、資源として搬出します。  
ペットボトル：圧縮梱包機により圧縮成形して保管し、資源として搬出します。  
プラスチック製容器包装：圧縮梱包機により圧縮成形して保管し、資源として搬出します。

◎ 金属・小型家電製品選別ストックヤード

山口市大内御堀 10489 番地 8

建築面積 350.00 m<sup>2</sup>  
供用開始 令和 4 年 4 月

◎ 周布町資源物ステーション

山口市周布町 2 番 1 号

敷地面積 2,877.92 m<sup>2</sup>  
建築面積 251.33 m<sup>2</sup>（資源物保管庫）  
供用開始 平成 17 年 7 月

◎ 小郡資源物ストックヤード

山口市小郡上郷 10596 番地 55

敷地面積 1,090 m<sup>2</sup> (鍛冶畑不燃物埋立処分場)

建築面積 400 m<sup>2</sup>

資源化施設

処理能力 ペットボトル 0.1 t/h

選別方式 ペットボトル：圧縮梱包機により圧縮形成して保管し、資源として搬出します。

◎ 小郡総合支所資源物ステーション

山口市小郡下郷609番地3

敷地面積 1,260m<sup>2</sup>

建築面積 96.25m<sup>2</sup> (資源物保管庫)

供用開始 令和3年11月

◎ 青江ストックヤード

山口市秋穂東 3465 番地先

敷地面積 46,441 m<sup>2</sup> (青江一般廃棄物最終処分場)

建築面積 400 m<sup>2</sup>

ストックヤードNo.1 200 m<sup>2</sup>

ストックヤードNo.2 200 m<sup>2</sup>

◎ 秋穂総合支所資源物ステーション

山口市秋穂東6570番地

敷地面積 総合支所の敷地内

建築面積 98.33m<sup>2</sup> (資源物保管庫)

供用開始 平成19年3月

◎ 阿知須ストックヤード

山口市阿知須 5819 番地

敷地面積 8,640 m<sup>2</sup> (阿知須清掃センター)

建築面積 408.3 m<sup>2</sup>

ストックヤードNo.1 134.5 m<sup>2</sup>

ストックヤードNo.2 273.8 m<sup>2</sup>

供用開始 平成9年6月

◎ 阿知須総合支所資源物ステーション

山口市阿知須 2751 番地

敷地面積 総合支所の敷地内  
建築面積 80.22 m<sup>2</sup> (資源物保管庫)  
供用開始 平成 28 年 10 月

◎ 徳地ストックヤード

山口市徳地船路 3146 番地

敷地面積 6,446.70 m<sup>2</sup>  
建築面積 340.25 m<sup>2</sup>  
管理棟 28.27 m<sup>2</sup>  
資源物保管庫 90.58 m<sup>2</sup>  
粗大ごみ保管庫 113.40 m<sup>2</sup>  
粗大ごみ保管ヤード 108.00 m<sup>2</sup>  
供用開始 平成 18 年 8 月

◎ 徳地総合支所資源物ステーション

山口市徳地堀1571番地1

敷地面積 総合支所の敷地内  
建築面積 80.21 m<sup>2</sup> (資源物保管庫)  
供用開始 令和 4 年 11 月

◎ 阿東総合支所資源物ステーション

山口市阿東徳佐中3417番地2

敷地面積 総合支所の敷地内  
建築面積 78.9 m<sup>2</sup> (資源物保管庫)  
供用開始 平成 28 年 7 月

【可燃ごみ・不燃ごみ・資源物】

◎ 阿知須清掃センター TEL 0836-65-4953

山口市阿知須 5819 番地

敷地面積 8,640 m<sup>2</sup>  
建築面積 522.76 m<sup>2</sup> (ストックヤードを除く)

【不燃ごみ・資源物】

◎ 阿東クリーンセンター TEL 083-952-1378

山口市阿東生雲東分 11119 番地

敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>  
 建築面積 480 m<sup>2</sup>  
 屋内ストックヤード 300.00 m<sup>2</sup>  
 屋外ストックヤード 80.00 m<sup>2</sup>  
 管理棟 100.00 m<sup>2</sup>

供用開始 平成 12 年 4 月

資源化施設

処理能力 缶選別・圧縮機 480kg/h

【し尿・浄化槽汚泥】

◎ 環境センター TEL 083-941-2188 (環境施設課)

山口市小郡上郷 12200 番地

敷地面積 20,800 m<sup>2</sup>  
 建築面積 4,426.656 m<sup>2</sup>  
 管理棟 587.24 m<sup>2</sup>  
 処理槽棟 3,659.416 m<sup>2</sup>  
 車庫棟 180.00 m<sup>2</sup>

供用開始 昭和 56 年 10 月 (平成 28 年 4 月より共同処理開始)

処理能力 525 m<sup>3</sup>/日 (圧送能力)

処理方法 前処理+下水道施設圧送

(3) じん芥処理

ア 収集処理状況 (令和 4 年度)

|                   |         |         |    |
|-------------------|---------|---------|----|
| 収集人口              |         | 188,891 | 人  |
| 収集世帯数             |         | 90,819  | 世帯 |
| ごみ<br>処<br>理<br>量 | 可燃ごみ    | 57,004  | t  |
|                   | 不燃・粗大ごみ | 3,286   | t  |
|                   | 金属・小型家電 | 1,193   | t  |
|                   | 資源物     | 7,799   | t  |
|                   | 有害ごみ    | 77      | t  |
|                   | 計       | 69,359  | t  |

イ じん芥収集車等車輛保有台数状況(令和5年4月1日現在)

| ＜収集業務関係＞ |      |     |       |     |     |  |
|----------|------|-----|-------|-----|-----|--|
| 積 載 量    | 山 口  | 小 郡 | 阿 知 須 | 徳 地 | 阿 東 |  |
| 0.35 t   | 2 台  |     | 1 台   |     | 1 台 |  |
| 1.5 t～   | 5 台  |     |       |     |     |  |
| 2 t～     | 16 台 |     | 2 台   | 4 台 | 2 台 |  |
| 2.5 t～   | 5 台  |     | 3 台   |     |     |  |
| 3 t～     | 19 台 |     | 5 台   |     | 4 台 |  |
| 3.5 t～   | 1 台  |     | 1 台   |     |     |  |
| 6.5 t～   | 1 台  |     |       |     |     |  |
| 合 計      | 49 台 | 0 台 | 12 台  | 4 台 | 7 台 |  |

| ＜処分場・資源物関係＞ |     |     |     |     |     |     |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 種別・積載量      | 大 浦 | 神 田 | 鍛冶畑 | 青 江 | 阿知須 | 阿 東 |
| パワーショベル     |     | 1 台 | 1 台 | 2 台 |     |     |
| ショベルローダー    |     |     |     |     |     | 1 台 |
| ブルドーザー      | 1 台 | 1 台 | 1 台 |     |     |     |
| フォークリフト     |     |     | 2 台 | 1 台 | 1 台 | 1 台 |
| 自走式破砕機      |     | 1 台 |     |     |     |     |
| 0.35 t      |     |     | 1 台 |     |     |     |
| 2 t～        |     |     | 1 台 | 1 台 |     |     |
| 3 t～        |     |     | 1 台 | 1 台 |     |     |
| 合 計         | 1 台 | 3 台 | 7 台 | 5 台 | 1 台 | 2 台 |

| <リサイクルプラザ> |    |
|------------|----|
| 種別・積載量     |    |
| フォークリフト    | 2台 |
| ホイールローダ    | 2台 |
| 1.1t       | 1台 |
| 0.35t      | 2台 |
| 2.0t       | 1台 |
| 3.5t       | 1台 |
| 合計         | 9台 |

| <不燃物中間処理センター> |    |
|---------------|----|
| 種別・積載量        |    |
| フォークリフト       | 1台 |
| ショベルローダ       | 1台 |
| 1.5t          | 1台 |
| 3.5t          | 3台 |
|               |    |
|               |    |
| 合計            | 6台 |

| <金属・小型家電製品選別ストックヤード>     |    |
|--------------------------|----|
| 種別・積載量                   |    |
| フォークリフト                  | 1台 |
| ホイールローダ                  | 1台 |
| バックホウ<br>(アイアンクロー<br>ー付) | 1台 |
| 2.0t                     | 1台 |
|                          |    |
|                          |    |
| 合計                       | 4台 |

ウ 山口市一般廃棄物処理業許可業者  
142 業者（令和5年4月1日現在）

エ ごみ収集制度の変更等

・家庭系ごみ

- 周布町資源物ステーション供用開始（H17. 7. 1）
- 合併に伴う新たな可燃ごみ処理手数料設定（H17. 10. 1）
- 徳地ストックヤード供用開始（H18. 8. 1）
- 小郡総合支所資源物ステーション供用開始（H19. 3. 27）
- 秋穂総合支所資源物ステーション供用開始（H19. 3. 29）
- 不燃物中間処理センター供用開始（H20. 6. 1）
- 徳地総合支所資源物ステーション供用開始（H21. 6. 1）
- 阿東町との合併により、阿東地域の廃棄物処理手数料を山口市に統一（H22. 1. 16）
- 可燃ごみ処理手数料改定（H24. 10. 1）
- 市内全域におけるごみ処理体制の統一（H25. 4. 1）
- 阿東総合支所資源物ステーション供用開始（H28. 7. 1）
- 阿知須総合支所資源物ステーション供用開始（H28. 10. 20）
- 小郡総合支所資源物ステーションの移転（H29. 11. 10）
- ごみ処理手数料改定（H31. 4. 1）
- 消費税率の変更に伴うごみ処理手数料改定（R1. 10. 1）
- 小郡総合支所資源物ステーションの移転（R3. 11. 15）
- 徳地総合支所資源物ステーションの移転（R4. 11. 14）

・事業系ごみ

- 事業系資源物持込みの無料化（H17. 4. 1）

不燃ごみの搬入制限【年間 10 t】 (H18. 4. 1)

不燃ごみの搬入制限【年間 8 t】 (H19. 4. 1)

不燃ごみの搬入制限【年間 4 t】 (H20. 4. 1)

オ ごみ減量推進事業 (令和 4 年度実績)

- (1) 資源回収推進事業奨励金交付制度 (つくし推進事業) 755 t
- (2) 分別収集 (全市域) 缶 352 t びん 1,457 t ペットボトル 462 t 古紙 3,776 t  
プラスチック製容器包装 1,571 t
- (3) 生ごみ処理対策推進事業 生ごみ処理容器 (上限 3,000 円 1/2 補助) 88 基、  
電動生ごみ処理機 (上限 30,000 円 1/2 補助) 84 基
- (4) 小学校社会科副読本作成事業 市内小学 4 年生全員配布、指導者用手引き作成・配布
- (5) ごみ集積施設整備補助事業 移動容器 27 件 固定施設 4 件

カ 廃棄物処理手数料 (指定収集袋に関するもの以外)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 種類   | 区分                       |                | 金額   |                |
|------|--------------------------|----------------|--|----------------|
| 可燃ごみ | 持ち込み                     | 一般家庭から排出されたもの  | 100キログラムまでは、10キログラムにつき18円とし、100キログラムを超える場合は、その超える部分について100キログラムごとに990円を加算する。ただし、指定収集袋により持ち込む場合は、無料とする。 |                |
|      |                          | 事業所から排出されたもの   | 100キログラムにつき990円  |                |
| 不燃ごみ | 持ち込み                     | 一般家庭から排出されたもの  | 総重量20キログラムまで   | 無料             |
|      |                          |                | 総重量20キログラム超100キログラムまで  | 50キログラムにつき471円 |
|      |                          |                | 総重量100キログラム超500キログラムまで   | 50キログラムにつき519円 |
|      |                          |                | 総重量500キログラム超1,000キログラムまで   | 50キログラムにつき565円 |
|      |                          |                | 総重量1,000キログラムを超える場合  | 50キログラムにつき613円 |
|      |                          | 事業所から排出されたもの   | 総重量100キログラムまで  | 50キログラムにつき628円 |
|      |                          |                | 総重量100キログラム超500キログラムまで   | 50キログラムにつき690円 |
|      | 総重量500キログラム超1,000キログラムまで | 50キログラムにつき755円 |  |                |

| 種類                  | 区分                  |  | 金額                  |  |                |
|---------------------|---------------------|--|---------------------|--|----------------|
|                     |                     |  | 総重量1,000キログラムを超える場合 | 50キログラムにつき818円   |                |
| 粗大ごみ                | 持ち込み                | 一般家庭から排出されたもの  | 可燃性のもの              | 100キログラムまでは、10キログラムにつき18円とし、100キログラムを超える場合は、その超える部分について100キログラムごとに990円を加算する。 |                |
|                     |                     |  | 不燃性のもの              | 総重量20キログラムまで   | 無料             |
|                     |                     |  |                     | 総重量20キログラム超100キログラムまで  | 50キログラムにつき471円 |
|                     |                     |  |                     | 総重量100キログラム超500キログラムまで   | 50キログラムにつき519円 |
|                     |                     |  |                     | 総重量500キログラム超1,000キログラムまで   | 50キログラムにつき565円 |
|                     | 総重量1,000キログラムを超える場合 | 50キログラムにつき613円   |                     |  |                |
|                     | 事業所から排出されたもの        |  | 可燃性のもの              | 100キログラムにつき1,265円  |                |
|                     |                     |  | 不燃性のもの              | 総重量100キログラムまで  | 50キログラムにつき628円 |
|                     |                     |  |                     | 総重量100キログラム超500キログラムまで   | 50キログラムにつき690円 |
|                     |                     |  |                     | 総重量500キログラム超1,000キログラムまで   | 50キログラムにつき755円 |
| 総重量1,000キログラムを超える場合 |                     |  |                     | 50キログラムにつき818円   |                |
| 収集                  | 一般家庭から排出されたもの       | 重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1個につき1,257円以内で規則で定める額                    |                     |  |                |
| 特定家庭用機器廃棄物          | 持ち込み                | 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を同法第17条に規定する指定引取場所に運搬する場合 | 1台につき1,571円         |  |                |

備考

- 1 手数料の算出が重量による場合において、その重量に基礎単位未満の端数が生じたときは、これを基礎単位の重量に切り上げて計算する。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。



キ 廃棄物処理手数料(指定収集袋に関するもの)

| 種類   | 区分 |                    | 金額           |     |
|------|----|--------------------|--------------|-----|
| 可燃ごみ | 収集 | 一般家庭の日常生活から排出されたもの | 指定収集袋 大1枚につき | 18円 |
|      |    |                    | 指定収集袋 中1枚につき | 12円 |
|      |    |                    | 指定収集袋 小1枚につき | 8円  |

(経過措置)

- 1 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成24年3月21日条例第13号)による改正後の山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2(以下「改正後の別表第2」という。)の規定にかかわらず、可燃ごみで持込みにより一般家庭から排出されたもの(第5項の規定によるものを除く。)及び粗大ごみで持込みにより一般家庭から排出されたもの(可燃性のものに限る。)に係る100キログラムを超える場合の廃棄物処理手数料の額は、当分の間、不燃ごみで持込みにより一般家庭から排出されたものに係る廃棄物処理手数料の額を超えない額とする。
- 2 改正後の別表第2の規定にかかわらず、可燃ごみで持込みにより事業所から排出されたものに係る100キログラム以下の廃棄物処理手数料の額は、当分の間、838円とし、100キログラムを超える場合の廃棄物処理手数料の額は、当分の間、不燃ごみで持込みにより事業所から排出されたものに係る廃棄物処理手数料の額を超えない額とする。
- 3 改正後の別表第2の規定にかかわらず、粗大ごみで持込みにより事業所から排出されたもの(可燃性のものに限る。)に係る廃棄物処理手数料の額は、当分の間、前項の規定による廃棄物処理手数料の額を超えない額に100キログラムにつき275円を加算した額とする。
- 4 第2項から前項までの規定における廃棄物処理手数料の額の算定において、廃棄物の重量に基礎単位未満の端数が生じたときは、これを基礎単位の重量に切り上げて計算する。
- 5 第2項から前項までの規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### (4) し尿及び浄化槽清掃関係

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行い、処分は環境センターと下水道施設で共同処理を行っている。(徳地地域のし尿及び浄化槽汚泥は、防府市に処理業務を委託)

ア し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者 (令和5年4月1日現在)

##### 【山口地域】

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| (株) 山口公衆衛生協会      | 山口市富田原町1番35号  |
| (株) 富士企業          | 山口市惣太夫町9番24号  |
| (株) 小郡衛生公社        | 山口市小郡下郷869番地2 |
| (株) 吉南環境テクニカルサービス | 山口市佐山3691番地1  |
| (有) 小郡衛生秋穂社       | 山口市秋穂東6897番地  |

##### 【小郡地域】

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (株) 小郡衛生公社        | 山口市小郡下郷869番地2          |
| (株) 吉南環境テクニカルサービス | 山口市佐山3691番地1           |
| (有) 小郡衛生秋穂社       | 山口市秋穂東6897番地           |
| (有) 小郡環境メンテナンス    | 山口市阿知須1465番地 (浄化槽汚泥のみ) |

##### 【秋穂地域】

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| (株) 山口公衆衛生協会      | 山口市富田原町1番35号 |
| (株) 吉南環境テクニカルサービス | 山口市佐山3691番地1 |
| (有) 小郡衛生秋穂社       | 山口市秋穂東6897番地 |

##### 【阿知須地域】

|            |               |
|------------|---------------|
| (有) 阿知須公益社 | 山口市阿知須9005番地4 |
|------------|---------------|

##### 【徳地地域】

|           |              |
|-----------|--------------|
| (株) ホーエー  | 防府市大字新田374番地 |
| 防府環境設備(株) | 防府市大字新田375番地 |

##### 【阿東地域】

|              |              |
|--------------|--------------|
| (株) 山口公衆衛生協会 | 山口市富田原町1番35号 |
| (株) 富士企業     | 山口市惣太夫町9番24号 |

イ 許可車両 (令和5年4月1日現在)

82台

ウ 年間収集処理量 (令和4年度)

し尿 12,264kℓ      浄化槽 42,881kℓ      計 55,145kℓ

エ し尿収集料金表（令和5年4月1日現在）

【山口地域】

| 区分       | 単位                  | 料金              |
|----------|---------------------|-----------------|
| 基本料金     | 3 荷(1080)まで         | 1,650 円～1,830 円 |
| 従量制料金    | 1 荷(360)増すごとに       | 550 円～610 円     |
| 特別料金（加算） | 臨時収集                | 2,200 円         |
|          | 仮設トイレ               | 2,200～3,050 円   |
|          | 50m以上のホース延長を必要とする場合 | 550 円           |

【小郡地域】

| 区分       | 単位            | 料金      |
|----------|---------------|---------|
| 基本料金     | 3 荷(1080)まで   | 1,650 円 |
| 従量制料金    | 1 荷(360)増すごとに | 550 円   |
| 特別料金（加算） | 仮設トイレ         | 2,750 円 |

【秋穂地域】

| 区分       | 単位                  | 料金      |
|----------|---------------------|---------|
| 基本料金     | 3 荷(1080)まで         | 1,650 円 |
| 従量制料金    | 1 荷(360)あたり         | 550 円   |
| 特別料金（加算） | 臨時収集                | 2,200 円 |
|          | 仮設トイレ               | 2,200 円 |
|          | 50m以上のホース延長を必要とする場合 | 550 円   |

【阿知須地域】

| 区分    | 単位          | 料金    |
|-------|-------------|-------|
| 従量制料金 | 1 荷(360)あたり | 550 円 |

【徳地地域】

| 区分       | 単位              | 料金      |
|----------|-----------------|---------|
| 従量制料金    | 1 荷(360)あたり     | 565 円   |
| 特別料金（加算） | 月 1 回以上（2 回目以降） | 1,018 円 |

【阿東地域】

| 区分       | 単位                  | 料金      |
|----------|---------------------|---------|
| 基本料金     | 3 荷(1080)まで         | 1,650 円 |
| 従量制料金    | 1 荷(360)増すごとに       | 550 円   |
| 特別料金（加算） | 臨時収集                | 2,200 円 |
|          | 仮設トイレ               | 2,200 円 |
|          | 50m以上のホース延長を必要とする場合 | 550 円   |

